

武市こ未第59号
令和2年4月17日

教育・保育施設利用の保護者様

武雄市教育長 松尾 文雄

緊急事態宣言発令後の保育施設の利用について

日頃より、本市の教育・保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

4月7日、新型コロナウイルス感染症について、緊急事態宣言が発令され、4月16日には、対象の地域が全国に拡大されました。このことを受け、教育・保育施設の利用について下記のとおりお願いいたします。

○登園の自粛について

- ① 4月7日（火）から5月20日（水）まで・・・緊急事態宣言発令後、対象の7都府県から来られた方（滞在された方を含む）は、2週間の自宅待機をお願いします。（埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫、福岡の7都府県）
- ② 4月17日（金）から5月20日（水）まで・・・特定警戒都道府県13都道府県から来られた方（滞在された方を含む）は、2週間の自宅待機をお願いします。（7都府県に北海道、茨城、石川、岐阜、愛知、京都が追加）
- ③ 感染拡大防止のため、家庭保育が可能なご家庭につきましては、登園を自粛していただきますようお願いいたします。
- ④ 保育が必要な場合も、保育の利用時間について、可能であれば早めのお迎えをしていただくなどの御協力をお願いします。

○保護者負担について 登園自粛期間の保育料、副食費（4,500円上限）は、日割りで返金いたします。

○減免の対象となる期間

- ① 4月7日から5月20日まで
- ② 4月17日から5月20日まで
- ③ 4月17日から5月6日まで

※登園自粛届に必要な事項を記載し施設にご提出ください。

【担当】

武雄市こども教育部こども未来課
（こども政策係）

TEL：0954-23-9215